

令和7年度採用
うきは市会計年度任用職員募集要項
【試験区分:代替保育士】

令和7年3月25日

うきは市福祉事務所 こども支援係

〒839-1393 うきは市吉井町新治 316 番地

Tel(0943)75-4961 (直通)

受付期間 随時

試験日 随時

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
代替保育士	若干名	市内公立保育所における保育業務

2 勤務条件

雇用期間	採用日 から 令和8年3月31日(予定) まで	
勤務地	右の各機関のうち いずれか(※)	・うきは市吉井町千年236-5(千年保育園) ・うきは市吉井町福益246-3(千草保育園) ・うきは市吉井町江南85-3(いずみ保育園) ・うきは市浮羽町流川242-3(浮羽保育所) ※雇用期間の途中で配置転換を行う場合があります。
報酬	日額 8,836円 このほか通勤定期代又は通勤距離に応じて通勤費相当額(上限あり)が支給されます。 ただし、扶養手当、住居手当等は支給されません。 また、今後の給与改正等の状況によっては、支給額が増減することがあります。 なお、再度の任用時には在職経験年数を加味し、報酬の格付けを行います。	
社会保険等	就労時間によって雇用保険、社会保険等への加入があります。	
災害補償	公務上の災害又は通勤による災害についての補償制度があります。	
勤務時間	8:30~17:00 原則として1月あたり80時間以内、1週間あたり20時間以内の勤務です。 ※園の状況によっては、これを超える場合があります。	
休日	原則として日祝日及び年末年始	
休暇		
服 務	会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員法の服務に関する各規程が適用されます。	

3 受験資格

試験区分	年 齢 等	資格・免許等
代替保育士	年齢・学歴は 問いません	保育士の資格を有する人 または幼稚園・小学校教諭の資格を有する人

※ 地方公務員法第16条の規程に該当する人は、受験できません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・うきは市職員としての懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

外国籍の受験希望者の皆さんへ

○ 外国籍の方も受験できます。ただし、採用試験に合格した場合でも、在留資格において就労等が制限されている場合、活動が認められる在留資格の範囲内の勤務でなければ、採用できません。

4 試験方法・内容等

試験の方法		内 容
書類審査	申込書による 書類審査	志望動機、自己PR、資格・免許、経歴など
面接試験	個別または集団 面接	主として人物、識見、職務適性、対人関係能力等を評価します。

5 試験及び合格発表の日時・場所

区 分	日 時	場 所	備 考
試 験	随時	試験案内通知または電話連絡にてお知らせします。	試験日時は後日送付する試験案内通知または電話連絡にて指定します。
合格発表	随時		合否にかかわらず郵便で通知します。

※ 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な方は、試験会場等の準備に必要なため、申込書裏面の該当欄にその旨を記載してください。

6 受験申込手続

	提出書類	・履歴書（市販の履歴書に必要事項を記入） ・保育士証の写しまたは幼稚園・小学校教員免許状等の写し ※ 資格取得見込みの方はご連絡ください。
申込方法	申込先	〒839-1393 うきは市吉井町新治316番地 福祉事務所こども支援係 Tel(0943)75-4961 （直通） ※ 郵送の場合は、<u>履歴書を折らずに、簡易書留又は特定記録で郵送</u>してください。 ※ 発送の控えは、試験案内通知が届くまで保管してください。

		※ 簡易書留又は特定記録によらない場合の事故等については責任を負いません。 ※ 履歴書、保育士等の資格を証明する書類以外のものは同封しないこと。 ※ 封筒のおもてに「会計年度任用職員（代替保育士）申込」と朱書すること。 ※ 持参される場合は、市役所西別館 福祉事務所こども支援係へお越しください。（受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土曜日及び日曜日を除く。）
試験案内通知の交付		試験案内通知は後日郵送します。提出書類を持参された場合も同様です。 試験案内がない場合はうきは市福祉事務所こども支援係（受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分）まで連絡して指示を受けてください。 試験日に、試験案内通知を試験場に持参してください。試験日時及び試験場は試験案内通知で指定しますので、試験案内通知が届いたら必ず試験日時及び試験場を確認してください。 指定された試験場以外では受験できません。また、指定された試験日時がどうしても不都合な場合は、事前に福祉事務所こども支援係へご連絡ください。

7 受験にあたっての注意事項

- (1) 試験日には、試験案内通知を持参してください。
- (2) 試験中は、通信機器（スマートフォン・携帯電話・腕時計型端末機等）は、電源を切っていただくため一切使用できません。
- (3) 試験場施設内の下見はできません。また、直接試験場に問い合わせることはご遠慮ください。
- (4) 試験実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、うきは市福祉事務所こども支援係のホームページに掲載します。

8 合格から採用まで

- (1) 採用は、合格発表後随時行う予定です。
- (2) 合格発表後、受験資格がないこと又は申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- (3) 令和 2 年 4 月 1 日施行の改正後の地方公務員法第 22 条第 1 項及び第 22 条の 2 第 7 項の規定に基づき、採用はすべて条件付のものとし、採用後 1 か月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。